

平成30年度公正取引委員会行政事業レビュー公開プロセス 議事録

開催日時：平成30年6月11日（月）14：00～15：02

開催場所：中央合同庁舎第6号館B棟11階 公正取引委員会官房大会議室

対象事業：消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査

外部有識者：池田 肇（野村証券（株）常務 広報担当）

池谷 修一（公認会計士）

伊藤 伸（政策シンクタンク構想日本 総括ディレクター）

田邊 國昭（東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授）

中村 豪（東京経済大学経済学部教授）

水戸 重之（TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士）

（敬称略，五十音）

午後2時00分 開会

○藤本官房総務課長 それでは、時間になりましたので、ただいまから平成30年度公正取引委員会行政事業レビュー公開プロセスを開催いたします。

私は、公正取引委員会行政事業レビュー推進チームの副総括責任者を務めさせていただいております。官房総務課長の藤本でございます。本日の司会進行役を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

初めに、公正取引委員会行政事業レビュー推進チームの総括責任者であります、政策立案総括審議官の山田から御挨拶を申し上げます。

○山田政策立案総括審議官 行政事業レビュー推進チームの総括責任者を務めております、政策立案総括審議官の山田でございます。外部有識者の皆様におかれましては、お足元の悪い中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

行政事業レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効率的、効果的な実施を通じて、質の高い行政を実現するとともに、行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすため、各省庁自らが実施しているものでございます。公開プロセスは、その取組の一環として、外部の有識者の方々から、必要性、有効性、効率性の観点から、事業見直しの方向性や見直しの内容を公開の場で提示していただくという取組でございます。

本日は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査につきまして御議論をいただきます。消費税の転嫁対策に関しましては、政府全体として万全の措置をとるという方針の下に実施されているものでございます。また、来年の10月に10%への消費税率の引上げが予定されている状況におきまして、事業者、消費者の方々からの関心も非常に高いものでございます。そして、本日の公開プロセスの対象であります大規模書面調査は、消費税の転嫁拒否行為の端緒となる情報の収集のために非常に重要なものでございます。本日は、外部有識者の方々の客観的な観点から忌憚のない御意見をいただき、見直すべき点は見直し、一層の充実、効率化につなげていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤本官房総務課長 続きますので、外部有識者の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。

野村証券株式会社広報担当常務の池田様でございます。

公認会計士の池谷様でございます。

政策シンクタンク構想日本総括ディレクターの伊藤様でございます。

東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授の田邊様でございます。田邊委員には、本日の評価結果などの取りまとめ役をお願いしております。

東京経済大学経済学部教授の中村様でございます。

TMI 総合法律事務所パートナー弁護士の水戸様でございます。

ここで、本日の公開プロセスの流れについて御説明をいたします。

まず、本日の公開プロセス対象事業である消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査の事業概要について、担当部局から5分以内で説明を行います。その次に、私の方から論点を御説明いたします。その後、皆様での質疑、議論とさせていただきます。議論はおおむね40分程度を予定しております。議論の終了予定時間の10分ほど前、大体14時40分頃を目途に有識者の皆様方にはコメントシートを記入していただくよう御案内させていただきます。

有識者の皆様には、コメントシートに記載されました評価の選択肢のいずれかを選択いただきますとともに、コメント欄には事業の課題や問題点、当該選択の理由、根拠を具体的に御記入をいただき、改善の手法や、事業見直しの方向性についても具体的に記載していただくよう、お願いをいたします。また、事業を強力に推進すべきとの御意見をコメント欄に記載することも可能でございます。

御記入いただきましたコメントシートにつきまして、取りまとめ役の田邊委員から評価結果の票数の分布、コメントシートに記載された主なコメントを読み上げていただいた上で、評

価結果、取りまとめコメントの案を発表していただきます。有識者の皆様には、発表されました評価結果及び取りまとめコメントの案に対しまして、御意見があれば述べていただき、それらの意見を踏まえて田邊委員に必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを発表していただきたく存じます。

以上が本日の一連の流れでございます。

なお、コメントシートに記載していただきましたコメントにつきましては、公開プロセスの結果と併せて公正取引委員会のホームページで公表いたします。また、議事録につきましても、別途公表することを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事業の概要につきまして、5分程度で担当の取引部取引企画課上席転嫁対策調査官から御説明いたします。

○池田上席転嫁対策調査官 取引部取引企画課上席転嫁対策調査官の池田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に沿って事業の概要を御説明させていただきます。

参考資料の1ページを御覧ください。消費税転嫁対策特別措置法の概要でございます。この法律は、消費税率が2段階で引き上げられることに伴い、中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備すべく、2021年3月末までの時限法として制定されたもので、商品の対価を事後的に減じる行為や、買ったたきなどの行為を転嫁拒否行為として禁止しております。

次に、転嫁拒否行為に対する措置については、1枚めくっていただきまして資料の3ページを御覧ください。転嫁拒否行為を行った事業者には、当委員会及び中企庁が指導を行いまして、重大な事案については、当委員会が勧告を行っております。

続きまして、4ページを御覧ください。勧告・指導の内容として原状回復とございますが、当委員会の措置によって原状回復、つまり転嫁を拒否した事業者から被害を受けた取引先事業者に対し、税率引上げ時に遡って転嫁拒否額が支払われることとなります。ただ、多くの中小事業者は、仮に消費税率引上げ分を値切られたとしても、取引の継続に支障が出ることを恐れて、取引先に改善を求めることもできなければ、報復措置への不安から当局に訴えることもできない状況にあります。さらに、こうした転嫁拒否行為による被害は、国内の津々浦々、かつ、あらゆる産業で生じ得るものでございます。このため、幅広い事業者を対象とする書面調査を行い、隅々まで監視を行うことが世の中から強く求められておりまして、次に5ページを御覧いただきたいのですけれども、ここに法律審議時の衆議院経済産業委員会附帯決議とございますが、立法府からは、大規模な調査を定期的に行うことによって、転嫁の実態を正確に把握し、

違反行為を迅速、効果的に取り締まるべきであると、そういう附帯決議もなされております。

こうしたことから、平成26年度から毎年、中小企業庁と共同で大規模書面調査を実施しています。それが4ページに戻っていただきまして、図の左上の赤で囲んだ部分でございまして、これが本レビューの対象範囲となります。大規模書面調査の経費は、全て委託費となっております。委託内容は、書面調査票の印刷発送、回答票の回収、入力集計、コールセンター業務、事業者データの抽出作業となります。

そして、当委員会と中小企業庁の連名で毎年全ての事業者に調査票を送付した後、調査票の回収、整理を行いまして、公取担当分と中企庁担当分に仕分けた後、公取担当分の調査票が当委員会に回付され、精査した後、事件の端緒情報として活用することとなります。

この委託費についてでございますが、資料の25ページ、参考4の横長の表を御覧ください。この委託費は、中小企業庁と2分の1ずつ折半しております。Aの欄に書面調査執行額とありますが、平成29年度の執行額は折半後の額で3億8500万円となっております。措置については、いまだ毎年の書面調査で新たな違反行為の端緒情報が上がってくる状況でございまして、措置件数、原状回復額とも減ってはおりません。しかし、違反事業者1社・1年間当たりの現状回復額で比較すると、表の一番下のIの欄のとおり、360万円が65万円まで減少しております。重大な事案に対して行う勧告の件数も、Cの欄のとおり減少してきております。

1枚めくっていただきまして、27ページの参考5を御覧いただきたいんですけども、中小企業庁はこの大規模書面調査と別に、消費税の転嫁状況を定期的にモニタリングするためのアンケート調査を実施していますが、転嫁できているとの回答割合は増加傾向にございます。

さらに、29ページの参考6でございますが、現場からは勧告・公表が同業他社の襟を正すことにつながった例や、書面調査が自主点検と改善を促すことにつながっている例などが報告されています。また、当委員会では各地域の中小企業者等からヒアリングを行っておりますが、30ページ以下にございまして、書面調査を通じた監視活動に対して肯定的な評価が寄せられているところでございます。

以上、事業の概要の説明とさせていただきます。

○藤本官房総務課長 続きまして、論点について御説明をいたします。

資料1を御覧いただけますでしょうか。論点として、「消費税率引上げから4年以上経過していることを踏まえた書面調査の規模や内容等になっているか。」、「費用対効果の面からみて、違反情報の収集方法として有効なものといえるか。」、「事業の目的に照らして、成果が十分なものとなっているか。」の3点を挙げております。これらの点を中心に御議論いただ

ければと思います。

それでは、質疑、議論に入ります。どなたからでも結構です。よろしくお願いいたします。

○池田委員 御説明ありがとうございます。

最初の論点の消費税率引上げ4年以上経過していることを踏まえた書面調査の規模や内容等になっているかというところに関してですが、今回2段階の引上げということで、まず5%から8%に引き上げた後、大分長い期間、4年という月日が経過していますけれども、実際に書面を受け取った方にちょっと今回話を聞く機会がありまして、4年前にそういうことはないかと回答したにもかかわらず、その後も毎年のように、引上げ時点でそういうことが起こりましたかという質問の書面がずっと来ているというお話がありました。引上げから4年を経過する中で、今までに、対象を絞り込んできたとか、何か変えてきているようなことはあるのでしょうか。

○池田上席転嫁対策調査官 ありがとうございます。

対象を絞るという点についてでございますが、実は毎年次々に新たな回答が来ていることから、なかなか絞り込むことは難しいというふうに考えておりまして、悉皆的な調査を行うという原則は崩しておりません。

しかしながら、池田先生御指摘のとおり、中には、「私の会社では全然問題ないので次からは送らなくて結構です」という指摘が戻ってくることもありまして、そういう方々に対しては、調査票の発送は取りやめております。

それから、当然、戻り郵便が少なくなるように、名簿の効率化は図っておるところです。

また、大体は平成26年4月を起算点とする転嫁拒否行為が多いのですけれども、中には、その後取引を開始した人でも消費税分を払ってもらえないという話がありますので、新たに発生する違反というのもございます。

○池田委員 それに関連してなんですけれども、これはまた来年以降の話なのかもしれませんが、今度の8%から10%への引上げの際には、5%から8%への引上げ分には遡らず8%から10%への引上げ分だけ調査するというのではなくて、5%から8%、8%から10%、その両方について書面調査をやっていかれるというおつもりはあるのでしょうか。

○池田上席転嫁対策調査官 消費税転嫁対策特別措置法は、迅速に処理をすべきということが

至上命題ですので、効率化の観点でどうしていくべきかというのは、これから検討していくところですが、少なくとも制度を設計した段階においては、2段階で税率が引き上がるという、このことに対応した制度でございます。したがって、10%への引上げが近づいてきたら、5%から8%については目をつぶるということではなくて、5%から8%、8%から10%へと引き上げが行われる中で、一連の取引がどういう状態だったのかというのをみて措置内容を決めるというのが制度設計時の発想でございます。

○池田委員 ありがとうございます。

○伊藤委員 今の質問に関連もしますが、これまで事前勉強会等でお聞きしていたことを確認しながら質問させていただきたいと思います。

参考資料25ページの表によれば、公正取引委員会として発送しているのが、毎年度300万通ちょっと。中小企業庁と折半をしているので公取分としては310万通ぐらい。そのうち、毎年度、返送がある分というのは、多少の差はありますけれども、大体10%程度というところ。つまり毎年度30万件ぐらいは公取担当分として返ってきている。その中で、実際に調査に着手したもののというのは、参考資料の7ページの表によれば、ざっくりでいきますけれども、4年間トータルで1万件ぐらい。まず、ここは今の理解で問題ないでしょうか。4年間のトータルでいくと、1300万通ぐらい送っていて、毎年度1割ぐらいずつ返ってきて、その中で調査をしているのが1万件ぐらい。

○池田上席転嫁対策調査官 7ページでございます1万136件というのは、これは注の1にございますように、中小企業庁との合算の数字になります。公取としては、おおむね半分でございます。

○伊藤委員 5,000件ぐらいということですか。

○池田上席転嫁対策調査官 はい。

○伊藤委員 これ全部、1年ではなくて、この間、4年間合計という数字でみていくと、ざっくり1300万通ぐらい送っている中で返ってきているのは、約1割として130万件ぐらい返ってきて、そのうち公取として何かしらのアクションを起こしているのが5,000件ぐらいという感

じでよろしいですか。

○池田上席転嫁対策調査官 はい。

○伊藤委員 今までの議論や事前のお話からすれば、返送率が1割であるとか、そこから着手率でいくとさらに0.何%という数字になるかと思うのですが、それ自体のいい悪いということよりも、本当に苦しい思いをしている下請事業者がちゃんと意見を表明できる場をつくるために、悉皆調査が必要なんだということは、私はお話を聞いていてある程度理解はしているつもりです。うちの団体にも毎年度送っていただいている、確認をしたら、今まで返送したことはありませんが、それは、そういう事案の性質じゃないという判断なんです。

もう一つ、私の知っているところで話を聞いていた中で、これはそうかなと思ったのが、書面調査の中で、仮に何かそういう事案があった場合に、その法人事業者名を書くことになっていきますよね、問題があると思う事業者名。それを見た瞬間に手が止まって、出すのをやめたというのを実際聞いたのです。これが何百万件の中の特殊な1件というふうにはお話を聞いていて思わなかったところがありまして、私も同じように考えたときに、名前を書くのは相当ハードルが高くなるなと思いました。

そういうことを踏まえて、例えば、書面調査のときにはそこまでではなくて、ある意味、選択制だけにしておいて、その後に確認をするというようなことの方が、より潜在的な問題を起こしているような事業者が見えてくるのかなという気もしましたが、そこについては、いかが思われますでしょうか。

○池田上席転嫁対策調査官 どうもありがとうございます。

確かに、実際になかなか声を上げる勇気が出てこないというのは、私どもも常々痛感しているところでございまして、いかに回答しやすくしていくかというところは、日頃腐心しているところでございます。例えば、参考資料の15ページに調査票がございすけれども、冒頭の2行目からですが、「取引先法人事業者に対して調査を行う場合は、本調査に回答していただいた供給事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心して回答してください」というふうに書くなどしておりまして、さらに平成30年度に送る調査票ではもうちょっと字を大きくしたりとか、箇条書にしたりとか、少しでも回答しやすくするように腐心しているところでございます。これからもいろいろ改良していかなければいけないというところもございすので、伊藤先生御指摘の点も貴重な御指摘として、今後考えていかなければいけない

など考えているところでございます。

○伊藤委員 今の話と全件を郵送で毎年度調査をするということは、私は少しつながりが出てくるかなと思っていまして、これも事前の勉強会のときにインターネットでの登録とか、記入方式をしようとしたときには、セキュリティの問題があつてかなり高コストになるというお話があつたかなと思うのですが、当然この事業者名を書くまでのもので要求をしようとする、セキュリティもある意味ではハイレベルなものが必要になってくると思います。しかし、選択式ぐらいにすることによって、セキュリティレベルの違いによってそのシステムのコストは大きく変わってくるものだと思いますし、実際にはある意味、無料でのそういう登録サイトもあるということを考えてときに、私としては、論点にも出ている費用対効果そのものを全て言うつもりはありませんし、また、既に国会の中での質疑の中でも人員の体制であつたりとか、何か問題やトラブルがあつたときに、それを指導したり勧告をするのは誰かという、まさに職員の皆さんということになるので、そこへ投資の配分を変えていくということ踏まえて考えると、毎年度3億円から4億円ぐらいのコスト、このコストを少し抑えることによって、できれば実務的なところのコストを抑えられる方がいいのではないかと、そのための手段の一つとして書面郵送調査から一定程度、インターネットであつたりとか、コストのかからないほうに振りかえたりすることはできないかなというように感じました。もし何か御意見があればお聞かせいただきたいのですが。

○池田上席転嫁対策調査官 コストを下げる努力は、これは今の財政状況等々ございまして、そこはちゃんと私どもも、予算要求、あるいは執行の段階で、なるべくコストは抑えようという努力はしているところでございます。

そういうところが、先ほど申しました、例えば、戻り郵便の削減ですとか、うちは全く問題ないですよと回答したところをリストから除外するとか、あるいは昨年度の執行率を踏まえていろいろ仕様書を見直すとか、そういう努力はしておるところでございます。先ほどの参考資料の25ページの表にございますとおり、書面調査執行額については一応、平成26年度の5億円から平成29年度には3億8,500万円に削減してきているところでございます。

他方、伊藤先生からもう一つ御指摘と申しますか、アドバイスいただいたこととしては、もうちょっと調査票を抜本的に見直すことによって、コストを下げてその分、インターネット等々いろんな選択肢があるのではないかと申しますけれども、一方で、調査票を見直すにしても、きめ細かな書面調査というのは、やはりそこは今後も維持していかなければ

いけないというふうに、そこは私ども考えているところでございまして、とにかくきめ細かな、要は消費税の転嫁対策特別措置法の違反行為というのは、全国津々浦々、あらゆる産業で起きるものですから、やはりきめ細かく調査票を送らなければいけないと。

それによって、中小企業に恩恵といいますか、要は原状回復であり、あるいはそれ以外の取引環境の改善であり、そういうところに一定程度、成果が出ているのかなというように思っております。毎年毎年、新たな端緒情報が上がってきていることに鑑みますと、書面調査自体は発送数を減らすなりした場合は、被害を受けるおそれが出てくるのかなというふうに思っているところでございます。そういった状況ですとか、あるいは立法府を始めとする要請に鑑みますと、やはり悉皆的な調査というものに対する各事業者からのニーズも非常に強いというふうに考えておりますので、そこについては今後とも継続していきたいなと。

ただ、その要請に応えつつ、引き続き効率的にやっていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、インターネットについてもコスト等々の面がありまして、なかなか実施の困難な面があるというのが現在の状況でございます。

○水戸委員 関連でお尋ねさせていただきます。

私も、違反者を記載するとなると手が止まるという今のお話は大変重い話だなと思っております。私も企業の内部通報窓口などを幾つかやっているのですが、やっぱり匿名でよければ言いたいということが多くて、それに対する企業側の対応は、匿名だと調査いたしませんと突き放している企業と、お話だけ伺いますというところと、何パターンかに分かれております。ただ、匿名だと受け付けないといっている制度の中でも、やっぱり訴えてこられる方は割といらっしやいまして、それは企業にとっては非常に重要だと思われるケースもあります。

内部通報の場合は通報者の匿名性の話ですが、今回は指摘されるほうの匿名性の話、非開示の話なのでちょっと場面が違うといえば違うのですけれども、やはり違反者のことは言いたくないが、こういう事実があるということは知ってほしいという件数を把握するというのはとても大事かなと。その真偽はどうやって判断するかという問題はあるにせよ、実名まで書いたのが0.0何%だとしても、経験はしているけれども企業名を控える、というところが1%であれば、よりこのプロモーションについて力を入れたり、費用をかけたりにする方に動くのではないかと思います。

そういう面で回答用紙を見ると、一応実名は書かなくてもいいようには読めます。E、FからGに流れるところです。ですので、「可能な範囲でなるべく」というふうに書いてあるので、

書かなくても一応目的は達せそうなんですけど、おそらく先ほどの指摘からすると、Gのどこかに「対象事業者の開示を希望しない」とかとチェックマークでも入れるところがあると、さっき言ったように問題あるけれども言いたくないという人も安心してE、Fまでは書けるのではないかなど。今の文章でも問題はないのだけれども、E、Fのところまで来て出すのをやめちゃう人のことを考えると、Gを用意することについて御検討いただければと思います。

○池田上席転嫁対策調査官 大変有り難い御提案どうもありがとうございます。

いろいろ検討してまいりたいと思います。

○中村委員 皆さんの議論とも関連するところになると思うのですが、先ほどの25ページの勧告件数等の表を見ますと、調査を始めてから4か年経ったところでも、それなりにまだ勧告、指導をするような事例は発生しているというふうに取り扱いました。

それで、これの意味が少し気になるところで、被害を受けている事業者さんは、おそらく平成26年度から転嫁してもらえないというふうな状況にあったと思いますが、それがなかなか申出をすることができず、この時点まで引っ張られたのかなというふうにも思います。

事例を実際に調査される際に、訴え出た側の方に対するヒアリング等で、どうしてなかなか言えなかったのですか、何か申し出にくい事情などがありましたかとか、あるいは、タイミングを逃しがちなことが何かありましたかとか聞いて調べてみて、もしもそのような情報があれば、それを基にして、どういう事業をどういう形でやっていくとより効果的に調査対象とすべき案件を拾い出せるのかというところが、もう少し効率的になるかなと思いました。そういう調査といいますか、分析といいますか、そういったことは一連の事業の中で何かされているのでしょうか。

○池田上席転嫁対策調査官 どうもありがとうございます。

書面調査を受け取った事業者がどういう思いで回答したかとか、あるいは回答しやすさ、しにくさについてどう感じているかという点については、人によっては確認していたり、聞いていたりとかしておりまして、例えば、書面調査の回答者からヒアリングしたものですとか、あるいは書面調査ではありませんが、29ページの7番目に違反事件の端緒情報を申告した人に対して、なぜ申告するに至ったかというのを確認したというのがあります。ところどころ確認しているのはありますけれども、そういう点でいうと、そういうところはあまりこれまで確認してこなかったところがございますので、確かに本当に安心して回答できるようにするために

は、勇気を出して回答してくれた人とかに、ちょっと書面調査についての感想を聞いてみるというのは重要だと思います。今後、検討していきたいというふうには思っているところです。

○池谷委員 論点にある、4年経過していること、費用対効果の面、事業目的に照らしての成果という点を踏まえての検討からして、それぞれつながるとは思うのですが、やはり先ほどお話があったように25ページの結果表を見ると、調査の結果の効果というのは、はっきり出ているんだろうなというふうに思うわけです。その中からコストのことだけ言えば、伊藤さんおっしゃったようにネットでやる、圧倒的にコストを落とすためには、そういう方法が一つ。

あとは、効果を上げる方法としては、水戸さんがおっしゃったように、答えにくい人にいかに答えられるようにするかという文面の工夫を。毎年どこかを変えているということであれば、来年もし、やるときには、どこを変えていこうというのはもうあるのですか。

○池田上席転嫁対策調査官 変えていくという点でいうと、先ほど調査票の赤字の最初の4行のところを見直したというふうに申し上げましたし、あとは、ここに添付しているものとは違うのですけれども、今、平成30年度用に送っているものは、もう少し字を大きくして箇条書化したところがございます。また、先ほど中村先生からも御助言いただいたようなアンケートの改良という意識で能動的にヒアリングするという点については、さらにしっかりやっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

コールセンターには、いろいろ質問だけではなくて、調査の方法についての意見が来ることもありまして、ここが分かりにくいというのが大半です。なかなか抜本的なものはないのですが、ここが分かりにくいみたいなどころがあれば、修正するといったようなフィードバックは、随時行っているところでございます。

○藤本官房総務課長 ここで議論の途中ではございますけれども、議論に入りまして30分ほど経過をいたしましたので、評価結果、コメントをコメントシートに記入していただくようお願いをいたします。記入が終わりましたら、後ろに控えております事務局職員が受け取りに伺いますので、お声がけをいただければと思います。

それでは、引き続き質疑、議論を続けさせていただきます。

○池田委員 このアンケート、最初に質問したときだったと思うのですが、特段返信率の目標みたいなものはないと。本当は返信がない方がいいのだというお話があって、それはお

っしゃるとおりだと思うのですけれども、一方で、やはり全く不満というか、不正がゼロでないということはみんなも分かっているということで、できるだけそういうことがきちんと訴えられるような場所を提供しようということで、アンケートをされていると思います。

そういう意味では、これは成果をどう判断するかというのは非常に難しいところだと思うのですけれども、一方で、最終的にもう法律のお尻が決まっています、多分、そういうヒアリングができるというのはもうあと数回ということになると思うと、非常に難しいところだと思うのですが、それを踏まえて、消費税率10%になるに当たって、アンケート調査による効果測定みたいなものの目標を新たに設定するとか、あるいは目標を達成するためにはこれまでの取組を一段と進めて違反行為を全て洗い出すとか、今までちょっと言えなかったような方々も含めて引き出していくような、そういう何か施策がとおりになれば、お考えでも結構なんですけれども、教えていただくと幸いです。

○池田上席転嫁対策調査官 どうもありがとうございます。

確かに法律、この施策の今後の、一応2021年3月という時点をみながら、またいろいろ考えていかなければならない点はあるかとは思いますが、一つ私どもが行っているものとしては、やはり調査票のより回答しやすいものを目指していくというところがございますけれども、目標、あるいは指標として、どのようなことを新たに考えられるかという点については、なかなかちょっと即答が難しいところがございます。

ただ、今後の取組として、より答えやすい回答票をつくるというのも極めて重要でございますし、そこで答える人の立場に立っていろいろ考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○池田委員 ありがとうございます。

○水戸委員 すみません、時間がないので手短かに。

中企庁との分担は前から質問が出ていますけれども、その分担と効果がいま一つ分かりにくいと思っていて、役所の仕組み上、共同プロジェクトみたいことでやるのは難しいのかどうかも含め、御検討いただければと思います。

例えば、参考4の表ですけれども、「公取部分」という書き方になっていて、統一的な集計にはこの表自体はなっていないかたりして、見るほうからしたら、どこで分けて、どこで合算しているのかというのが伝わりにくいなと見えてしまうということで、その点だけ指摘させ

てください。

○池田上席転嫁対策調査官 ありがとうございます。

中小企業庁との分担，分かりにくいという点は大変失礼いたしました。ちょっと御趣旨と異なってしまうかもしれないのですけれども，補足説明をいたしますと，参考資料の4ページのとおり，要は調査票発送，回収のところは，中小企業庁と費用等を折半し合って共同で実施しております，それで事業者ごと，大体中企庁と公取が半々になるように，重複とか，あるいはお互いお見合いにならないように，抜け落ちたりとかしないように，そこは重複，過不足なく調整をして，中企庁は中企庁で公取は公取で精査をしているところでございます。

○水戸委員 であれば，参考資料として中企庁の集計みたいなものがついていると，そこについての議論はしないにしても，何か似たような感じなのかなとか，いろいろな気づきがあると思うんですよ。違う役所だからということではなくてという，そういう趣旨でございます。

○池田上席転嫁対策調査官 分かりました。すみません，大変失礼いたしました。ありがとうございます。

○伊藤委員 この書面調査というか，アンケートの一番大きな目的は現状の把握，どれぐらいの事案が起きているのかという現状の把握なのか，個々の事案の対処なのかというところ，もちろん両面あるとは思ってはおりますけれども，特にどちらかといったら，どちらになるんでしょうか。

○池田上席転嫁対策調査官 それは，個々の被害の発掘ということですか。

○伊藤委員 個々の事案対処ですか。

○池田上席転嫁対策調査官 はい。

○伊藤委員 そうしたときに，これはもう御担当としての実感でよいのですけれども，今，大体指導件数でいくと，それほど減っているわけでもない。300から400件ぐらい，大体一定している。逆にちょっと増えている感じだと思うのですが，まだまだ違反事案というのは潜在的

には残っているという感覚なのか、この数対処できれば一定程度終わるんじゃないかという感覚なのか、これもなかなか難しいかもしれないですけども、いかがお考えですか。

○池田上席転嫁対策調査官 ありがとうございます。

随分減ってはきているけれども、一部なかなか直りきれていない部分があるというのが担当の印象でございます。1件当たりの違反金額は、1年当たりで見ると減ってきておまして、勧告件数も減ってきていて、あと、中小企業庁のモニタリング調査でも、転嫁できていないという回答も減ってきているという点でいうと、主だった取引では、随分良くなっております。ただ、消費税の転嫁対策特別措置法というのは、あらゆる取引を対象としておまして、中には、周辺部分の取引でまだうっかり違反しているところがあって、そこは違反事業者にとっては端っこ部分の取引でも、相手方の中小零細企業にとっては引き続き困難な問題であるという、そういうのが今の状況なのかなというふうに感じているところです。

○伊藤委員 何でお聞きしたかという、先ほど来のお答えでいくと、現状の書面調査でやること、そして全数調査をやること、両方とも必要だという位置付けなのかなというふうに感じられます。私は、一個一個の理屈は何となく分かるつもりではいるのですけれども、本当に違反事案を取り締まるにはこの方法しかないのかということについて、常に納得できていないところがありまして、その中の手段の一つとして、先ほど来からインターネット調査だったりとかという話が多くあったと感じています。

事前にお聞きした中で、問題の指摘の多かった分野ですとか、返送されて調査を着手するところの分野というのは、一定程度の差が出ているという話をお聞きしましたが、例えば、不動産業であったり製造業であったり、もちろん、その中にもかなりの幅があるという話も事前にお聞きしているのですが、例えばですけども、この年度については特にこの分野について重点的に調査をするから、だから全員その分野の人は返送してくださいというようなお願いの仕方をすることによって、今までは自分には関係ないと、本当は関係あるにもかかわらず関係ないと思っているような事業者に対して、そこを呼び水にしていくというようなことが考えられないのかなと。

これは、本当に全数と書面ということしかないのかということの疑問の中で、自分の中での何かしらの打開策はないのかなという中でお話をしているのですが、もし何かあれば。

○池田上席転嫁対策調査官 全数調査が唯一の情報源というわけでは当然なくて、私どもは、

それ以外のところからも違反事件の端緒というのを掘り起こす努力を常にしているところですし、それ以外のところから事件を探知して、措置に至るということも多数ございます。

一方で、やはり全数調査というのは中小企業者が声を上げにくい等々、そういう立法府からの要請もあって、それはやっぱり実施していく必要があると思っており、そこはどうしても維持していく必要があるというふうに考えているところでございます。

他方で、業種を特定して重点的に調査をするというところについては、実は製造業における違反は非常に多いのですけれども、製造業における違反が多いというと、製造委託とか、原材料の仕入れでの違反が多いというイメージを持たれる方が多いと思います。しかし、実際は、製造委託取引あるいは原材料の仕入れ取引での違反というのはほとんどなくて、例えば、社員食堂の運営業務の委託ですとか、廃棄物処理業務の委託とか、あるいは顧問業務の委託とか、そういった多種多様な違反が幾つもあるという感じでございます。業種を特定してというのも、なかなか難しいなと感じているところでございます。

ただ、回収率を上げるための取組については、やっぱり今後もいろいろな工夫をしていかなければいけないというふうには考えております。

○伊藤委員 私、ほかの省庁でやっている調査をいろいろ調べた中で、全数調査をしながら個別の事案対応をするというケースというのは、なかなか他に例がないというふうに感じました。要は、全数調査というのは、どちらかという統計を取るためにやる。他方、事案対応というのをやる場合は、個々のやりとりとしてやっている。だから、本件もだめと言っているつもりはなくて、だからこそ、そこからすぐに事案対応に行くためには幾つかハードルが生じているんじゃないかなと。その一つのハードルが私はアンケート項目だったりするのかなと思うのですが、何かそういうところを解決するために、例えば、今の下請事業者は多種多様かもしれないけれども、少なくとも親事業者として指導した分野として多いのは製造業であるとかというところは見えてきているのであれば、今まで4年間やった中で少し分類分けを行い、その中で、この差異というか、特徴が出てきているからこそ、そこに対して重点的な調査をするということは考えられないかなという意味で今お話をしました。

これは意見として申し上げておきます。

○池田上席転嫁対策調査官 ありがとうございます。

○藤本官房総務課長 それでは、議論を始めて40分が過ぎましたので、ここまでとさせてい

ただきます。

評価結果及びコメントの取りまとめをお願いしたいと思います。コメントシートの御記入がまだの方はいらっしゃいますか。

いらっしゃいませんか。

それでは、田邊委員、よろしいですか。

○田邊委員 それでは、私の方から評価結果、取りまとめコメントの案について述べさせていただきます。

まず、評価結果でございますけれども、廃止という方はゼロ、それから事業全体の抜本的な改善という方もゼロ、事業内容の一部改善という方が4名、現状どおりという方が2名でございます。以下、コメントを読み上げさせていただきます。

事案に対処して原状回復が実現している大きな要因は、この事業による事業費以上に、職員の相談対処だったと考える。だからこそ、事務的経費はできる限り効率化し、職員体制に重点化すべきと考える。そのための手段として、書面調査からインターネット調査への変更、全数から年度ごとに分野別重点調査などを検討すべきである。アンケート項目の中に違反事業者を記載するのをやめた方がよい、というコメントがございました。

それから2人目のコメントでございますけれども、改善すべき点はあるものの、一部改善し、進めていただきたいと考えます。5%から8%引上げ時には4年かけて行ったにもかかわらず、8%から10%引上げ時には1年というのはバランスが悪いと考えます。一連の利上げについてまとめてヒアリングをかける調査を行っていただきたい。また、セキュリティの問題はあるものの、インターネット、メール等を活用した調査を今後検討すべきだと考えます。

それから次のコメントでございます。目的において意義のあることは疑いが無いが、方法は見直しの余地があると考えます。違反事業者の記載を希望しないという欄を設けることで、指摘を控えている層からも違反の事実を吸い上げやすくすべきである。中小企業庁との分担と効果がいま一つ分かりにくい。役所の仕組み上、共同プロジェクトとして集計データも統一できないか。

それから4人目のコメントでございますけれども、調査も4年以上経過している成果も出ていると思われる。来年度も実施すべきである。については、4年間の経験、結果を生かして、質問形式の改正、より回答しやすい等、コスト的にはインターネットによる等、一層の効率化を進めていくことが必要であると判断する。

それから次のコメントでございますけれども、基本的には事業の意義、成果とも十分に認め

られる。微妙な情報を集めることになるので、必要な情報がより効果的に拾い上げられる工夫は、都度、御検討されるとよいと思われる。

それから、毎年、悉皆、郵送によるという調査方法は維持することに理由があると思われる。原状回復額等と比較すると、書面による調査のコストは正当化できると判断する。これに加えて、調査票送付自体による抑止効果等も加えると、費用対効果面でも正当化できるのではないか。他方、調査票の内容等については、例年改善されているようだが、より効果のあるものに改良を加えていってほしい、というコメントがございました。

以上が、個別の評価結果の集計と、個別のコメントを読み上げたものでございます。

では、私の方から評価結果、それから取りまとめコメントの案を、素案として述べさせていただきます。

4名の方が事業内容の一部改善、2名が現状どおりということでございますので、別に多数決というだけではございませんけれども、事業内容の一部改善ということで評価結果全体を取りまとめさせていただきますと存じます。

取りまとめコメントのところでございますけれども、毎年度、悉皆、それから郵送による調査方法で行うということのフレーム自体は了解できる部分があると。4年間、これを実施して一定の成果が認められているということも否定できないと。それから3番目といたしまして、他方でインターネット利用、それから事業業界別等の調査の検討を行う、ないしは質問形式の内容を、特に会社名の記載の部分だと思っておりますけれども、それに関する改善を行うという余地はあるのではないかと。以上の3点をコメントとして取りまとめたいと思っておりますけれども、他の有識者の方々、御意見あればぜひ頂戴したいと存じます。

よろしゅうございますでしょうか。

(各外部有識者から意見なし。)

それでは、もう一回述べますと、評価結果に関しては事業内容の一部改善ということで、取りまとめコメントとしては、現状の調査方法にはそれなりの正当性があるということ、4年間行って一定の成果が出ているので今後も続けてほしいということ、しかしながら、効率化という点でインターネット利用、業界別等の調査を検討してほしい、質問の内容に関してより答えやすいような改善を一層図ってほしいということでございます。

では、この形で取りまとめさせていただきます。

○藤本官房総務課長 それでは、有識者の皆様方、本当に本日は活発な御議論どうもありがとうございました。

最後に、総括責任者であります政策立案総括審議官の山田から御挨拶を申し上げます。

○山田政策立案総括審議官 本日は大変活発な御議論をいただき、また貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日いただきました評価、そしてそれに伴う意見、これにつきましては、私ども公正取引委員会におきまして検討を行い、実際の大規模書面調査の今後の運用にどのような形で反映させていくことができるのか、そのことについて真摯に検討を行い、今後の予算要求、執行に反映させていきたいというふうに考えております。

本日は本当にありがとうございました。

○藤本官房総務課長 それでは、以上をもちまして、公開プロセスを終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時02分 閉会